

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成27年度（判）第12号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金96万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成27年12月9日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成27年10月8日

金融庁長官 森 信 親

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、神奈川県川崎市幸区新小倉1番1号に本店を置き、電子・電気機械器具の製造、販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されているパイオニア株式会社（以下「パイオニア」という。）に勤務していた者である。

被審人は、その職務に関し

- (1) 平成25年8月6日、パイオニアの属する企業集団の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの会計期間の業績予想における経常利益及び当期純利益について、平成25年5月13日に公表がされた直近の予想値（経常利益100億円、当期純利益60億円）に比較して、同社が新たに算出した同会計期間の予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、同社において新たに算出した同会計期間の予想値が、経常利益50億円及び当期純利益5億円として公表がされた平成25年8月6日午後3時頃より前の同日午後2時10分頃、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）において、C名義で、自己の計算において、パイオニア株式合計5000株を売付価額合計96万5000円で売り付け
- (2) 平成26年6月24日、パイオニアの業務執行を決定する機関が、大阪府寝屋川市日新町2番1号に本店を置き、電気・電子・情報・通信機械器具の製造、販売等を目的とし、その発行する株式が東証JASDAQ市場に上場されているオンキヨー株式会社（以下「オンキヨー」という。）と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前の同日午後0時35分頃、B証券株式会社を介し、東証において、C名義で、自己の計算において、パイオニア株式合計1万株を買付価額合計221万円で買い付け
- (3) 同日、パイオニアの役員等が、オンキヨーとの業務提携契約締結の交渉に関し知った、オンキヨーの業務執行を決定する機関が、パイオニアと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前の同日午後0時33分頃、B証券株式会社を介し、東証において、C名義で、自己の計算において、オンキヨー株式合計1万株を買付価額合計149万円で買い付け

たものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第1号、第2号、第166条第1項第1号、第4号、第5号、第2項第1号ヨ、第3号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第28条第1号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第51条第2号、第3号

3 課徴金の計算の基礎

(1) 別紙の1の(1)に係る課徴金の額

① 法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(193 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) - (172 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) \\ = 105,000 \text{ 円}$$

② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、100,000円。

(2) 別紙の1の(2)に係る課徴金の額

法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(262 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) - (221 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) \\ = 410,000 \text{ 円}$$

(3) 別紙の1の(3)に係る課徴金の額

法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(194 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) - (149 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) \\ = 450,000 \text{ 円}$$

(4) 上記(1)ないし(3)により算定した額の合計

$$(100,000 \text{ 円} + 410,000 \text{ 円} + 450,000 \text{ 円}) \\ = 960,000 \text{ 円}$$